

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)					(外務省)		
事業名	アジア大洋州地域及び北米地域との青少年交流		担当部局庁	アジア大洋州局/北米局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	地域政策課 北米第一課		藤山 美典/吉田 朋之	
会計区分	一般会計		施策名	Ⅷ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第二項及び第三項 外務省組織令第39条及び第47条		関係する計画、通知等	「東日本大震災からの復興の基本方針」大震災の教訓を踏まえた国づくり(P23.5(4)③(i))			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災からの復興のため、青少年交流を通じた日本再生に関する外国の理解増進及び風評被害に対して効果的な情報発信を行うことで日本製品の信頼回復・向上等を図るもの。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	招へい事業では、アジア大洋州及び北米諸国の高校生・大学生を日本に招へいし、東北地方の被災地の視察、文化交流事業、ボランティア活動等を通じ、青少年やその他の人々との交流を深め、被災地の現状及び復興・再生に向けた活動の現状について正確に理解させ、復興に向けた日本の努力・活力を印象づける。また、帰国後も本邦滞在時に得た経験等を発表する機会を設け、招へい対象者外への波及効果を狙う。派遣事業では、被災地の青少年を中心として高校生・大学生をアジア大洋州及び北米諸国各国に派遣し、各国の青少年やその他の人々との交流を深めることを通じて、日本の現状を正確に伝え、再生へ向けた日本の努力を印象づける。以上のプロセスを通じ、日本再生に関する外国の理解を増進し、風評被害に対して効果的な情報発信を行うことで日本製品の信頼性回復・向上等を図る。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	-	-	7,247	7,247		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	24年度			
	①招へい：報告書ウェブページへの掲載 ②派遣：被災地についてのプレゼンテーション	件	①16 ②5	①334 ②205	アジア太平洋及び北米地域との青少年交流数	人	(-) 500
単位当たりコスト	約63万円/一人			算出根拠	短期/長期招へい、派遣一人当たりの積算の平均。 72億円/11,425人		
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。				東日本大震災からの復興の基本方針において、日本再生に関する外国の理解を増進し、日本ブランドを再構築し、日本製品の信頼性回復・向上を図るため、青少年交流や親日家育成のための交流プログラムの実施等に取り組む、とする主旨に合致する。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				被災後海外からの訪問者が減少していることもあり、諸外国からの青少年の受け入れ(交流)に対するニーズがあることは確認済み。本件は、上記ニーズに答えると同時に風評被害に対する効果的な発信を行う等開かれた復興を実現していく上で、優先度が高い事業。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				本事業は、種々の招へい事業があるなかで、被災地の訪問、視察、交流及びボランティアの機会を設けることで、風評被害に対して効果的な情報発信を行うことが期待できる。また、被招へい者の日本再生に関する理解を増進するとともに、帰国後も、情報発信の機会を設けることにより、アジア大洋州、北米地域にその効果が期待できる事業。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				招へいを行う際のグループ人数は、費用対効果の観点から効率の良いグループ人数を算出して実施する予定。また、類似案件の経験からより適切な日程、単価を割り出す等効率的な事業となるよう精査している。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				拠出先である国際機関等が、適正な資金管理及び事業実施を行い、外務省は拠出金が適正に使用されているかフォローし、必要な支援を行う。事業は拠出先から委託を受けた事業実施者(民間)が実施する(拠出先が一部事業を実施することもあり得る)。各自治体は、各都道府県での受け入れの窓口となる等、役割分担は明確となっている。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				事業の人数を各地域が受け入れやすい、また効率のよい人数にグループ分けし、各被災地のニーズ、キャパシティ、学校数等を勘案しつつ実施可能な計画を立案している。被災地の訪問についても他の招へい案件との重複を避けるべく配慮している。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				事業は拠出先との調整、及び事業実施者選考の企画競争を経て速やかに執行される。国際機関からは口座の出入金情報についての入手は可能であり、また監査団体の検査を受けることとなっている。実施団体においても各支払項目の指定を行うため、透明性は確保される。全体の事業進行管理は、外務省で行う。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。